

## ■ 提出された意見と意見に対する考え方

議員報酬の適正化（報酬改定）に係るパブリックコメントをお寄せいただきありがとうございました。

7項目にわたる内容の御意見と受け止め、回答いたします。

それぞれの御意見に対する議員報酬調査検討特別委員会の考えは一覧のとおりです。

お寄せいただいた御意見は、議員報酬の改定を慎重に進めるべきとの声であると受け止めさせていただきましたが、中間報告書でお示したとおり、本市議会が置かれた現在の状況等を鑑み、議員報酬の改定が必要だと考えております。

本特別委員会としましては、今回お寄せいただいた御意見も含めた上で、調査報告書を作成し、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会に最終的な判断を委ねてまいります。

NO	提出された意見	意見に対する考え方
1	議員報酬等については、市長の諮問により名取市特別職報酬等審議会で審議され、市長が議会に提案するものではないのでしょうか。議員の報酬が適正であるかどうかを、議会が自ら行うのには疑問があります。	議員報酬等につきましては、名取市特別職報酬等審議会条例に基づき、市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬等の額について審議するため、名取市特別職報酬等審議会を置くこととなっております。 名取市議会基本条例第24条には「議員定数及び議員報酬については、市政の現状、課題及び将来の予測及び展望並びに市民の客観的意見等を十分考慮するとともに、市民からの理解を得られるようその適正化に努めるものとする。」と規定しており、それに基づいて令和6年9月5日に議員報酬調査検討特別委員会を設置し、議会自ら報酬の適正化に関する事項について調査検討を行ってきたものです。
2	中間報告の後、最終報告をし、調査結果を議会の意思として公に出せば、審議会への圧力となるのではないのでしょうか。	本特別委員会では、全国の市議会との比較や本市をとりまく環境・経済状況等の変化を踏まえて適正額を調査検討し、中間報告では本市と財政力指数が同じ値で、かつ人口規模も本市と大幅に乖離しない他自治体との比較により適正額を算出いたしました。 本特別委員会の最終報告書はパブリックコメントで寄せられた御意見も含めて市長へ提出する予定ですので、特別職報酬等審議会での参考資料となると捉えておりますが、パブリックコメントで寄せられた御意見も含めて最終報告といたしますので、審議会への圧力となるとは考えておりません。
3	副議長、議員報酬が10%とか20%とか大きな差があるのならまだしも、類似団体との比較では2～3%の差であり、必ず改定しなければならないほどの大きな差とは思えません。その反面、議長報酬が平均より高いのにそのままにしているのは、矛盾していると思います。	前回の報酬額の改定から28年以上が経過し、その間、人口増の中、議員定数を削減してまいりました。また、物価高騰や人事院勧告による公務員給与改定などからも議員報酬の引き上げが必要であるとの認識のもと、その額について議論してまいりました。議長報酬については他自治体に比べて高いという認識はないものの、現状のままという結論に至りました。
4	議員報酬が適正であるかどうかは、他自治体との比較ではなく、現在の報酬額に対してそれに見合う仕事をしているかどうか、議員それぞれがそのことをどう思っているのか、確認はしたのでしょうか。 現在の議員が、現在の議員報酬に不満を持っているのでしょうか。	現在、本市議会では平成23年に制定した「名取市議会基本条例」のもと、不断の議会改革を行っています。個々の議員に確認はしておりませんが、各委員会、各会派、そして議員がそれぞれ活発な議会活動や議員活動に取り組んでおります。「名取市議会基本条例」については、評価・検証も行っております。今回の報酬の見直しに当たり、事前に全議員で報酬に関する研修を受け、会派代表者会議に諮ったうえで、議員報酬調査検討特別委員会を設置し、調査にあたってまいりました。今後の諸手続きを経て、市長より報酬額改定の条例改正案が提出された場合、議員個人の賛否は採決により示されることとなります。
5	名取市議会と同じように、自らの報酬を、委員会を設置して調査した議会があるのかどうかは調査したのでしょうか。	県内の市議会では、大崎市議会（H31設置 議員定数・報酬等調査検討特別委員会）、白石市議会（R2設置 議員定数・報酬検討特別委員会）において委員会調査を行っていることを確認しております。なお、全国の市議会ではほかにも例を確認しております。
6	議会が調査特別委員会を設置して自らの報酬の調査を行うより、物価高の中困窮している市民福祉の向上のため、どうしたらいいかを考えてほしいですね。	今回、議員報酬の適正化に係る特別委員会を立ち上げ、調査を開始したのは、本市の議員報酬額は28年以上据え置きとなっていること、本市は人口増が続いている一方で議員定数の削減等により議員1人当たりの活動が増加傾向にあること、また全国的にも問題となっている地方議会議員のなり手不足は本市議会においても今後課題となる可能性があること、などの理由によるものであり、今後も、本市議会が住民自治の根幹をなす代表機関として最良の意思決定を行っていくために議員報酬の適正化が必要であると判断したからです。 なお、名取市議会基本条例第1条に「市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」と規定しているとおり、本市議会は市民福祉の向上に向け、物価高騰対策についても継続して取り組んでまいります。
7	最終報告をせず、中間報告をもって終了とし、委員会は解散すべきではないのでしょうか。	名取市議会会議規則第100条には「委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。」と規定しております。よって、本規則に基づき、議員報酬調査検討特別委員会に付託された「議員報酬の適正化に関する事項」について調査が終わりましたら、最終報告書を作成する予定としております。